

[事案 23-239] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 8 月 6 日 裁定終了

<事案の概要>

元本保証の保険と信じて米国通貨建個人年金保険に加入したが、為替レートの変動により満期時の受取額が元本を下回ったとして、契約の取消しを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 17 年 12 月に 11 契約、平成 19 年 1 月に 5 契約の米国通貨建個人年金保険に加入したが、下記の理由により、契約を取消し、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人には、元本だけ保証してもらえればよいと伝え、元本保証であることについて 2～3 回確認した。
- (2) (為替レートが 1 ドル) たとえ 90 円以下になっても大丈夫であると言うので、本社に確認してもらったところ、「元本割れすることは、まず有り得ない」と言われた。
- (3) 「この商品はリスクがある」と簡単に分かり易く言われていたら、絶対に買っていない。

<保険会社の主張>

下記の理由のとおり、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 募集時、募集人は当該商品が為替連動商品であり、元本を保証した商品でないことをパンフレットや重要事項説明書により説明している。
- (2) 申立人は契約後、為替の変動状況について募集人に相談するなど当該商品性を理解していたものと思われる。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人が、要素の錯誤による無効（民法第 95 条本文）を主張するものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。審理の結果、下記のとおり、申立契約につき元本保証があるとの錯誤があったと認めることはできず、錯誤があったとしても、重大な過失があったというほかなく、申立人から無効を主張することはできないことから、申立内容を認めることはできないとして、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

- (1) 募集人が説明に利用したと推認できる本契約のパンフレット表紙には、「米国通貨建個人年金保険」と大きな文字で記載されており、米ドル建ての保険契約であることがわかる。なお、平成 17 年 12 月に、募集人が申立人宅を訪問した際に、募集人が 1 時間以上、申立人宅に滞在したことは申立人も認めている。申立人はパンフレットを見せられたことはないと述べるが、1 時間以上も、何らの資料を用いずに契約の説明をすることは考えられない。
- (2) パンフレットには、「為替リスク」の見出しの下、「この保険は年金原資が米国通貨建て定まる米国通貨建個人年金保険であり、為替相場変動の影響を受けます。したがっていまし

て、年金、解約返戻金または積立金（略）の支払時における為替相場により日本国通貨に換算した年金等の額が、ご契約時や年金支払開始時における為替相場により日本国通貨に換算した年金等の額を下回ることがあります。」との、注意喚起の文言が記載されている。

- (3) 契約申込書の「確認書」欄にも、前述した為替リスクが記載されており、確認書記載事項を了承した旨の、申立人による自署・押捺が存在する。
- (4) ご契約のしおり・約款、重要事項説明書には、申立契約が米ドル建てであることや、為替リスクがあることが記載されている。
- (5) 申立人は、募集人から、「(為替レートが1ドル) 90円以下になってもまず大丈夫でしょう」と言われたと述べるが、それが仮に事実であったとしても、それをもって元本保証がある商品であると説明したことにはならない。